

未移行幼稚園等の利用(予定)の方

『子育てのための施設等利用給付認定（新１号と新２・３号）認定』申請のご案内



◎認定区分のイメージ（施設によって利用できる時間帯は異なります。）

7:30

8:30

14:00

18:30

預かり保育	教育時間	預かり保育
-------	------	-------

新１号認定・・・教育時間のみの無償化

年齢：満３歳以上の子ども

新２号認定・・・教育時間と預かり保育の無償化

年齢：満３歳に達する日以降最初の３月３１日を経過した子ども

⇒前年度までに満３歳児以上となった子ども

要件：保育の必要性があること

新３号認定・・・教育時間と預かり保育の無償化

年齢：満３歳に達する日以降最初の３月３１日までの間にいる子ども

⇒今年度で満３歳児となった子ども

要件：保育の必要性があること ＋ 非課税世帯であること

※無償化の金額は、上限額の設定があります。



～ 未移行幼稚園等の利用料の無償化を希望する方 ～

この案内では、未移行幼稚園を利用し、その利用料が無償化の対象となるために必要な認定に関する手続きについて重要なことを記載しています。

申請にあたっては、必ず案内冊子の内容をご確認ください。

1. 子育てのための施設等利用給付認定について

幼児教育・保育の無償化（保育料、預かり保育料 等）給付を受けるためには、「子育てのための施設等利用給付認定（以下、「施設等利用給付認定」という。）」を受ける必要があります。施設等利用給付認定は、保護者及び子どもの状況により3つの区分に分かれます。

施設等利用給付の認定区分

認定区分	新1号認定	新2号認定	新3号認定
年齢	満3歳以上	満3歳に達する日以降最初の3月31日を経過した子ども	満3歳に達する日以降最初の3月31日までの間にいる子ども
対象子ども	就学前の子ども ※新2・3号認定を除く	保育を必要とする子ども	保育を必要とする子どもで <u>市町村民税非課税世帯</u> ^{※1} の子ども
上限額 ^{※2}	28,000 円	28,000 円(保育料等) + 12,300 円(490 円×利用日数)	28,000 円(保育料等) + 17,700 円(490 円×利用日数)
対象施設	・ 特別支援学校 ・ 未移行幼稚園の <u>教育利用のみ</u>	・ 特別支援学校、未移行幼稚園(新1号)の <u>教育利用及び預かり保育</u>	

※1「市町村民税非課税世帯」について

- (1) 4月～8月までは前年度の課税状況、9月～翌3月までは当年度の課税状況により判断します。
- (2) 父母の収入で生計が成り立っていない（生活保護の基準を下回る）、かつ祖父母等と同居しており、祖父母等に市町村民税の課税がある場合には「市町村民税非課税世帯」に該当しません。

※2「上限額」：国の上限額見直しにより、令和8年10月利用分から上限額が引き上げられました。

令和8年9月利用分までの月額上限額は、新1号認定：25,700円、新2号認定：11,300円・新3号認定：16,300円です。日額上限額は、どちらも450円×利用日数となります。

2. 認定申請手続きの流れ

入園手続きの詳細及び申込みについては、各施設にお問合せください。

手 続 き の 流 れ	STEP 1 (申請)	【共通】 必要書類を揃え、利用施設または保育こども園課窓口に提出してください。
	STEP 2 (審査)	【新1号認定】・・・記載内容、添付漏れ等の申請内容の確認 【新2・3号認定】・・・保育の必要性の有無、記載内容、添付漏れ等の申請内容の確認 ※申請内容に虚偽がある場合は、申込が無効となります。
	STEP 3 (認定)	【共通】 審査の結果、認定された場合は施設を通して保護者に通知をします。
	STEP 4 (現況届)	【新2・3号認定】 認定の有効期間内において引き続き就労、疾病等の保育を必要とする事由に該当するかの確認のため、年1回の現況届の提出が必要になります。 ※現況確認の実施時期については、施設を通じてお知らせします。(8月頃予定)

注 意 事 項

- ・ 認定開始日を認定の申請日より前に遡ることはできませんので予めご了承ください。
- ・ 認定を受ける前に利用した費用については、無償化の対象外となり保護者の自己負担となります。

3. 『施設等利用給付認定』申請に必要な書類について

【共通】

① 子育てのための施設等利用給付認定申請書（すべての世帯） ・ ・ ・ ・ ・ 子ども 1 人につき 1 部

② 世帯状況確認書類 ※次のいずれかに該当する世帯のみ ・ ・ ・ ・ ・ 世帯につき 1 部

世 帯 状 況	確 認 書 類
生活保護受給世帯	生活保護受給証明書
ひとり親世帯 ※離婚後も父母が同居している又は事実婚の場合は対象外	以下の①～③のいずれか 1 つ ①児童扶養手当受給者証書の写し ②母子及び父子家庭等医療費助成受給者証の写し ③婚姻していないことが分かる戸籍謄本の写し
ひとり親に準ずる世帯 ※父母が同居している又は離婚協議中の場合は対象外	離婚調停、裁判関係の証明となる書類 ※提出がない場合は一般世帯としての認定になるため、父母両方の「保育を必要とする証明」の提出が必要です。
里親世帯等、児童養護施設へ入所している児童	養育する児童についての児童相談所長発行の証明書
令和 8 年（または令和 9 年） 1 月 1 日時点で豊見城市に住 所が無い方	申請書に個人番号（マイナンバー）を記入 ※記入が困難な場合、令和 8 年又は令和 9 年若しくはその両方の市町村 民税所得課税証明書を提出

【新 2 号・新 3 号認定】を希望する場合は、③の書類も提出してください

③ <保育の必要性>を確認できる書類 ・ ・ ・ ・ ・ 保護者(父母) 1 部ずつ

保育を必要 とする事由	具体的な状況		必要書類	認定可能期間
就 労	就労している場合 (月 64 時間以上 就労していること)	雇用されている方 (会社員、派遣等)	就労証明書<指>※ ※育児休業からの復帰を希望する場合は、復帰 日の記載が必要	就労期間中
		自営業 (協力者含む)	就労証明書<指>※ + 以下の①～③のいずれかひとつ ①仕事内容が分かる資料 (開業届、営業許可証 等) ②直近 3 ヶ月の売上が分かる資料 (給与明細、通帳 等) ③最新の確定申告書 等	
妊娠・出産	妊娠中であるか、又は出産後間もない場合		親子健康手帳にある分娩予定日が記載され たページの写し	出産予定月の 2 ヶ月 前～生後 3 ヶ月に達 する月の末日
疾 病 ・ 障がい	保護者が病気や負傷、障がいがある 場合	疾 病	診断書(保護者・同居者用)<指>※	療養期間中
		障がい	以下の①②のいずれかひとつの写し ①身体・精神障害者手帳 ②療育手帳	

※：<指>は指定様式となります。市役所保育こども園課窓口または豊見城市ホームページから入手できます。

((裏につづく))

③ <保育の必要性>を確認できる書類（つづき）

・・・・・・・・・・ 保護者(父母) 1部ずつ

保育を必要とする事由	具体的な状況	必要書類	認定可能期間
介護・看護	疾病・障がいのある親族を常時介護・看護している場合	介護・看護申立書<指>※¹ +①～④のいずれかひとつ ①診断書<指>※¹ ②療育手帳の写し ③身体・精神障害者手帳の写し ④介護保険被保険者証の写し	介護・看護期間中
災害復旧	震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあっている場合	罹災証明書等の被災を確認できる資料	復旧期間中
求職活動	求職活動を継続的に行っている場合 起業準備を行っている場合	求職活動申立書<指>※¹	90日が経った月の月末まで/年度 ※年度をまたぐ場合でも、連続した90日を超える求職活動は認められません。
就学	大学・専門学校・職業訓練校等に在学している場合 (月64時間以上就学していること) ※自動車教習所、習い事等は該当しません	以下の①②のすべて ①在学証明書又は入学許可証 等 ②授業日数等が確認できる資料	就学期間中
社会的養護	虐待やDVのおそれがある場合	保育こども園にお問い合わせください。	市長が認める期間中
育児休業※ ² (在園児のみ)	保護者が育児休業の対象児童を家庭で保育している状況であっても、既に認定を受けている在園児の生活環境を変えることが望ましくないなどの場合	下記の①②いずれかひとつ ①育休期間記載の 就労証明書<指>※¹ ② 育児休業申立書<指>※¹	育児休業対象児童が2歳になる月末

※1：《指》は指定様式となります。市役所保育こども園課窓口または豊見城市ホームページから入手できます。

※2：新規認定での適用はできません。

4. 施設等利用給付認定後の注意事項について

認定後、以下のように状況が変わった場合は、速やかに手続きをして下さい。

①新1号認定について

変更事由	手続き
家庭の状況が変わった場合	保育こども園課へご連絡ください。 ※該当する手続きがありましたら、ご案内します。

②新2・3号認定について

変更事由	手続き
退職した	以下の①②の書類を提出してください。 ①前職の離職日が分かる書類 (退職証明書<指>※、離職票、雇用保険被保険者資格喪失届の写し 等) ②新たな保育を必要とする事由に該当する書類 (P2 参照)
就労が決定した、開始した	以下の書類を提出してください。 就労証明書<指>※
勤務日数・時間が変わった	
採用予定で申込み後に、就労を開始した	以下の書類を提出してください。 就労証明書<指>※ (就労開始日以降以降に作成したもの) の再提出、または就労開始したことを保育こども園課へ報告してください。

※：《指》は指定様式となります。市役所保育こども園課窓口または豊見城市ホームページから入手できます。

②新2・3号認定について（つづき）

変更事由	手続き
妊娠した	以下の書類を提出してください。 親子健康手帳にある分娩予定日が記載されたページの写し
育休を取得する	下記の①②いずれかひとつを提出してください。 ①就労証明書<指>※（育児休業期間が記載されたもの） ②育児休業等申立書<指>※
育休終了し復職した	以下の書類を提出してください。 育休を取得していた勤務先からの復職証明書<指>※ ※復職日以降に勤務先から証明を受けて下さい。
結婚した	以下の①②の書類の提出と対応をしてください。 ①婚姻日が記載された戸籍謄本 ②結婚相手の保育要件が確認できる書類 ※申込書に個人番号（マイナンバー）の記入 記入が困難な場合、令和8年度又は令和9年度若しくはその両方の市町村民税所得課税証明書（全項目が記載されたもの）を提出してください。
離婚した	以下の書類を提出してください。 離婚日がわかる資料（戸籍謄本、離婚届の受理票）
同居人が増えた	増えた同居人の続柄によって書類の提出が必要になる場合がありますので、保育ことも園課までご連絡ください【新3号認定のみ】
世帯で市外へ転出する	転出手続き前に保育ことも園課までお問い合わせください。 ※市外へ転出した場合、本市の認定取り消しとなります。引き続き認定を継続したい場合は、転出先市町村での手続きが必要です。

※：<指>は指定様式となります。市役所保育ことも園課窓口または豊見城市ホームページから入手できます。

注意：届出をせずに後日認定事由に該当していないことが判明した場合、遡って給付費の返還を求める場合があります。

✓ Check

《 転出入時の注意点 》

豊見城市外に転出する場合

転出日の前日をもって認定が取り消されます。

転出日以降の期間に対して豊見城市から施設等利用費の支給を受け取ることができません。

転出日以降の期間については、転出先の市町村に施設等利用給付認定の申請方法等を確認し、施設等利用費の支給を受けられるよう必ず手続きしてください。

【例1】10月15日に豊見城市から転出する場合、10月14日までは豊見城市から、10月15日以降は転出先の市町村で施設等利用費の支給を行います。※転出先の市町村で認定手続きが必要です。

豊見城市に転入する場合

施設等利用給付認定の認定開始日は、豊見城市に申請があった日以降となります。

遡って認定することはできませんのでご注意ください。※必要書類等を事前にご確認ください。

【例2】10月15日に豊見城市に転入し、10月20日に必要書類を揃えて申請手続きが済んだ場合、10月14日までは転出元の市町村から、10月20日以降は豊見城市で施設等利用費の支給を行います。
この場合、10月15日から19日の間は空白期間（認定を受けていない期間）となり、自己負担となります。

5. 施設等利用費（保育料等）の支給について

施設等利用費の支給方法は「法定代理受領（現物給付）」・「償還払い」の2つの方法があり、利用する施設やサービスによって支給方法が異なります。

法定代理受領（現物給付）とは

上限額の範囲内で利用料の支払いが不要になります。利用料については、豊見城市から施設に対して支払うこととなります。※上限額を上回る料金の場合、差額は自己負担となり、施設に差額分を支払う必要があります。

償還払いとは

これまでどおり在園する施設に利用料を支払い、その後、払戻しの手続き（償還払い請求）に基づき、上限額の範囲内で保護者の口座へ払戻しされます。

無償化対象金額（保育料・預かり保育利用料）

○月額 28,000 円(25,700 円)を上限として入園料・保育料が無償化

※認定日以前の利用分や月額上限 28,000 円(25,700 円)を上回る料金は自己負担となります。

○「実際に支払った金額」と「日額上限 490 円(450 円)×利用日数」を比較して低い方を支給。

※認定日より前に利用した料金や日額上限 490 円(450 円)、月額上限 12,300 円(11,300 円)・17,700 円(16,300 円)を上回る料金は自己負担となります。

※おやつ代等は無償化対象外です。

※※注意※※

令和 8 年 9 月利用分までは、() 内の金額が上限額となります。

〈算定例〉

利用月	支払った金額 a	利用日数 b	上限額 c (490 円 (450 円) × b)	対象額 d (a と c の低い方)	実費負担額 a - d
R8. 9	8,000 円	20 日	9,000 円	8,000 円	0 円
R8. 10	10,000 円	20 日	9,800 円	9,800 円	200 円

■支給方法一覧

区 分	支給方法	請求方法
入園料・保育料 (新 1 号認定者)	法定代理受領 (現物給付)	不 要 ※施設が保護者に代わって施設等利用費の請求を行います。
預かり保育利用料 (新 2・3 号認定者)	償還払い	《必要書類》 ①施設等利用費請求書 ②特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証(請求月分) ③特定子ども・子育て支援提供証明書(請求月分) ④振込口座の通帳の写し ※初回および指定口座を変更する際に添付。 《請求時期》 原則、四半期(3 ヶ月に 1 回)ごとに行います。 例) 4~6 月分を 7 月に請求。 ※対象期間(4~6, 7~9, 10~12, 1~3)の翌月に請求。 ※請求後、原則請求日の翌月中に豊見城市から指定口座へ振込み。

※詳しくは、豊見城市ホームページをご覧ください。

[URL] https://www.city.tomigusuku.lg.jp/kosodate_kyoiku/ikuji/5/304l.html

[QR コード]



記入例

子どもの施設等利用給付の認定・変更申請書

令和 年 月 日

裏面の同意事項に同意し、保護者の就労、疾病その他の理由、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

施設の利用前に認定申請を行うことを基本としているため、利用開始後に認定申請があった場合は、認定開始日をさかのぼることはできませんのでご注意ください。

(保育事業も利用する)、認可外保育施設で支援法第30条の5第1項の規定に

		認定希望日（施設利用開始日）		令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日	
保護者	フリガナ	ムシヨウカ ハナコ		現住所	〒901-0292 豊見城市宜保一丁目1番地1 〇〇アパート101
	氏名	無償化 花子			
	生年月日	S (H) 〇〇年 〇〇月 〇〇日			
子ども申請	フリガナ	ムシヨウカ サブロウ		現住所が市外の場合 市内転入後の住所	① 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇（続柄：母） ② 080-〇〇〇〇-〇〇〇〇（続柄：父）
	氏名	無償化 三郎			
	生年月日	H (R) 〇〇年 〇〇月 〇〇日			
	個人番号	〇〇・・・・〇〇・・・・〇〇			
保育を必要とする事由	(続柄) 父	☒ 就労 ☐ 疾病障害 ☐ 介護看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他（ ）			
	(続柄) 母	☐ 就労 ☐ 疾病障害 ☐ 介護看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☒ 妊娠出産 ☐ その他（ ）			
認定種別	☐ (新1号)	(新2号、新3号) 保育を必要とする事由を証明する書類を添付してください。			
	☐ (新2号)				
	☒ (新3号)				
		号認定子ども以外		左記で第3号に該当し、市民税非課税に該当する場合は、下の□にレ点を付けて下さい。	
		日を経過している			
		日までの間にある		☒ 市町村民税非課税に該当	

令和8年1月1日時点 の居住市町村	(続柄) 父	☐ 現居住地と同じ 東京都千代田区	(続柄) 母	☒ 現居住地と同じ
令和9年1月1日時点 の居住市町村	(続柄) 父	☒ 現居住地と同じ	(続柄) 母	☒ 現居住地と同じ

市外に住所があった方で、個人番号（マイナンバー）照会にて情報の取得ができない場合に、令和8年度又は令和9年度若しくはその両方の市町村民税所得課税証明書の提出を求める場合があります。

保護者及び子どもと同居している方全員を記入してください。
父母は個人番号を記入してください。世帯状況により同居の祖父母の個人番号が必要となる場合があります。

申請子ども以外の保護者及び同居者 (申請子ども以外)	氏名	申請子どもとの続柄	生年月日		居住状況	勤務先又は学校名	世帯状況
			個人番号				
	無償化 太郎	父	平成〇〇年 〇〇月 〇〇日		同・別	〇〇(株)	☐ 生活保護世帯 ☐ ひとり親世帯 ☐ ひとり親に準ずる世帯 ☐ 里親世帯等 ☒ 保護者の一方が市外在住の世帯
			●●●●●●●●●●●●●●●●				
	無償化 花子	母	平成〇〇年 〇〇月 〇〇日		同・別		
			●●●●●●●●●●●●●●●●				
無償化 一郎	兄	令和〇年 〇〇月 〇〇日		同居	〇〇小学校		
		□□□□□□□□□□□□□□□□					
無償化 二子	姉	令和〇年 〇〇月 〇〇日		同居	〇〇こども園		
		□□□□□□□□□□□□□□□□					
			年 月 日		同居		※該当がある場合は別途書類の提出が必要となります。
		□□□□□□□□□□□□□□□□					

利用する(予定含む)施設を記入して下さい。

フリガナ 施設名	施設・事業の種別	所在市町村	利用開始（予定）日
〇〇ヨウチエン	☐ 未移行幼稚園等 ☐ 認可外保育施設等 ☒ 預かり保育事業（認定こども園・幼稚園等）	〇〇市	令和〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇幼稚園			
	☐ 未移行幼稚園等 ☐ 認可外保育施設等 ☐ 預かり保育事業（認定こども園・幼稚園等）		令和 年 月 日

※未移行幼稚園等…未移行幼稚園、特別支援学校幼稚園部の教育利用及び預かり保育
※認可外保育施設等…認可外保育施設、一時預かり保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業

◎関係手続き（市のホームページにとびます。）

1. 幼稚園・認定こども園（1号認定）利用案内



対象施設：幼稚園（新制度移行済）、認定こども園
対象年齢：満3歳以上
区 分：教育認定
保 育 料：無償
時 間：（例）8時15分～14時

2. 施設等利用給付認定申請（新2号・新3号認定）



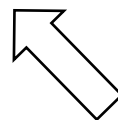
内 容：預かり保育分の無償化（月額及び日額で上限額あり）
【幼稚園（未移行）、特別支援学校】→教育時間と預かり保育分
【幼稚園（移行済）、認定こども園】→預かり保育分
認定要件：【新2号】⇒保育の必要性があること
：【新3号】⇒保育の必要性があること＋非課税世帯
対象施設：幼稚園（未移行）、特別支援学校、認定こども園、幼稚園（移行済）
※幼稚園（未移行）、特別支援学校での認定は、新1号認定も含みます。

3. 施設等利用給付認定申請（新1号認定、新2号・新3号認定）※未移行幼稚園等



内 容：教育時間の無償化（月額の上限額あり）
対象施設：【幼稚園（未移行）、特別支援学校】の教育時間のみ
対象年齢：満3歳以上
※国立の特別支援学校においては、上限額が異なります。

※新2号・新3号認定は、上記の内容と同じです。



4. 認定こども園・保育園等利用申込み（2号・3号認定）

この案内冊子



対象施設：保育園、認定こども園（保育）、地域型保育事業所
対象内容：【2号
】クラス年齢3歳以上（R9.4.1時点）
【3号】クラス年齢3歳未満（R9.4.1時点）
必 要 量：保育標準時間、保育短時間



豊見城市
TOMIGUSUKU CITY

〒901-0292 豊見城市宜保一丁目1番地1
豊見城市役所 こども未来部 保育こども園課
TEL：098-850-5088